

# お詫び

令和元年 8月27日

組合員の皆様へ  
農協をご利用の皆様へ

この度、当組合におきまして、劇物である農薬「スプラサイド水和剤及びアグロスリン乳剤」の盗難が発生いたしました。また、盗難に伴い当組合の毒物及び劇物の管理方法等に関して毒物及び劇物取締法違反が確認されたことから、34日間の毒物劇物販売業の業務停止処分が愛媛県より命じられました。

業務停止処分の対象となった店舗ならびに処分の内容につきましては、下記のとおりではございますが、このことで組合員の皆様をはじめ多くの方々に多大なご心配・ご迷惑をお掛けしますことを衷心より深くお詫び申し上げます。

現在、当組合は、盗難に関しては引き続き捜査当局に全面的に協力するとともに、業務停止の原因となった毒物及び劇物の管理方法については、取扱事業所全店舗を対象とした研修会を実施するなど再発防止策に取り組んでおります。

## 記

### 1. 処分の対象となった店舗

櫛生出張所

### 2. 処分の内容

34日間の業務停止処分（毒物及び劇物取締法に基づく営業登録の停止）

**業務停止期間:令和元年8月27日～令和元年9月29日まで**

### 3. 業務停止中の取扱

上記業務停止処分期間中は、対象店舗における毒物及び劇物に該当する農薬の取扱・販売ができません。

組合員の皆様には大変ご迷惑をお掛けすることとなりますが、近隣の他支所ならびに他出張所での購入をお願いいたします。

愛媛たいき農業協同組合

代表理事組合長 菊地 秀明